

第二期石川県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における石川県内の下記19市町の行政区域とする。

〔 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、
能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、
穴水町、能登町 〕

ただし、基本計画の区域となる地域として、地理的・地形的に、又は自然環境の保全などから不適切な場所として、下記の地域を原則除外する。

- ・山村地域（山林）。ただし、白山ろく区域（河内、鳥越、吉野谷、尾口、白峰地域）内の可住地部分については、促進区域とする。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区。ただし、高松鳥獣保護区のうち、高松鳥獣保護区特別保護地区を除く地域、大聖寺鳥獣保護区のうち、越前加賀国定公園を除いた地域、専光寺鳥獣保護区のうち、専光寺工場適地、奥七海鳥獣保護区、和倉鳥獣保護区、鶴来鳥獣保護区、手取地区鳥獣保護区並びに吉原鳥獣保護区の可住地部分については、促進区域とする。
- ・自然公園法等に規定する自然公園地域。ただし、越前加賀海岸国定公園の加賀市新保町地内の普通地域、獅子吼・手取県立自然公園区域内の可住地部分については、促進区域とする。
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落。
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地。ただし、片野鴨池、ガンの池以外の区域は、促進区域とする。
- ・国内希少野生動植物種の生息域（繁殖・越冬・渡り環境・生育域等）

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法等に規定する自然公園地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の一部区域及び今後新たに国内希少野生動植物種の生息が確認される可能性がある地域を含むものであるため、「8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するに当たっては、同計画と調和して整合を図るものである。

設定する区域の概ねの面積は、14万ヘクタール程度であり、位置図については、別紙のとおりである。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本県は、日本海沿岸部のほぼ中央に位置し、東は富山県及び岐阜県、南は福井県に接し、北は能登半島となって日本海に突出している。

地形は、西南から東北に向かって細長く、東西100.9km、南北198.4km、面積4,186.20km²、海岸線583.7kmとなっている。

本県は、自然災害が少なく、南部に広がった加賀平野は手取扇状地として地盤が固く、霊峰白山の伏流水による良質な地下水が豊富である。

また、近年は降雪量が少なくなってきたことに加え、除雪体制が整備されているため、市民生活、産業活動で支障をきたすことは極めて稀である。

②産業の状況（機械、繊維、食品、IT関連産業やニッチトップ企業の集積）

本県は、古くから北陸経済圏の中心地域として建設機械及び繊維機械を中心とする一般機械工業と絹・化合繊維を中心とする繊維工業を基幹産業として発展してきたが、近年、電子部品・電気機械やソフトウェアの企業進出や創業が相次いだことから、IT関連産業の産業規模が大きくなり、製造品出荷額では一般機械製造業と比肩する¹までに成長している。

また、加賀野菜や能登野菜を始め、豊富な山海の幸と良質な水に恵まれた本県には、特色ある食品産業が集積しており、製造品出荷額では、一般機械、IT関連産業、繊維工業に次ぐ規模²となっている。

本県のものづくりの歴史を紐解くと、中世以前の能登の中居鋳物師から磨かれ育まれた技術は、加賀藩営の工芸品製作所である御細工所にも集約され、地元の職人を重用するだけでなく、学術、芸能、工芸に関わる人材を全国から集めたことが、今日の文化的な広がりや技術の蓄積につながっている。

このような歴史的背景もあり、本県には、高い技術力を基にニッチ市場において、確固たる地位を築いている、グローバルニッチトップ企業が9社存在している³（全国第5位）。

③大学等の高等教育機関の状況

本県には、20に及ぶ高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）が集積しており、特に、理工系やデザイン系の専門性を有する高等教育機関の集積が高く、人口当た

¹ 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

² 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

³ 出典：経済産業省「グローバルニッチトップ（GNT）企業100選（H26年実施）」と「2020年版グローバルニッチトップ企業100選」への選出企業の合計数

りの大学・短大等の学校数では、人口10万人当たり1.78校で全国1位、学生数は、人口千人当たり30.9人で全国3位⁴となっている。

④インフラの整備状況

交通インフラは、鉄道、港湾、空港、北陸自動車道、のと里山海道等の道路を中心とした交通網が整備されている。

また、三大都市圏からほぼ等距離にあるため、三大都市へのアクセスが良好であり、下記のとおり、東京へは小松飛行場・能登空港の両空港から航空機が1日12往復就航しているほか、北陸新幹線が平成27年3月に開通したことで、東京までの所要時間が1時間強短縮され、本県に大きな経済効果をもたらしている。

その結果、金沢駅から東京・大阪・名古屋の三大都市圏へは鉄道で約2時間から2時間30分であり、日帰りビジネスが可能となっている。

<小松飛行場> ※令和5年8月時点

(国内旅客) 東京国際空港：10往復/日、福岡空港：4往復/日、
新千歳空港、那覇空港：各1往復/日

(国際旅客) ソウル：3往復/週、上海：運休中、台北：9往復/週

※令和2年1月時点の運航便数 ソウル：3往復/週、上海6往復/週

(国際貨物) ルクセンブルグ：3往復/週

<能登空港>

(国内旅客) 東京国際空港：2往復/日

また、国際港湾として物流機能を強化する金沢港については、3～4万トンの大型船が入港できるよう、大水深岸壁の整備を進めているところであり、平成20年11月には、水深12メートルで供用を開始し、さらに水深13メートル化に向け整備を実施している。

さらに、県内道路網については、北陸自動車道と平成25年度より無料化された「のと里山海道」が高規格道路で接続されて県内の南北が縦貫されている。また、東海北陸自動車道が平成20年7月に全線開通しており、中京圏へのアクセスが向上したほか、能登半島を縦断する能越自動車道の延伸工事も進行している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、製造業が従業者数の20.0%⁵、総生産の27.8%⁶を占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。

⁴ 出典：文部科学省「令和4年度学校基本調査（確定値）」

⁵ 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

⁶ 出典：石川県「令和2年度石川県県民経済計算概要」

本県の製造業は、移輸出率・移輸入率がともに高く、最終消費財を産出する割合が少ないため、川上・川下企業との連携を深めるとともに、新たな需要開拓を行っていく必要がある。

そのため、機械、繊維、食品、IT関連産業や高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業等の集積、さらには、食材、伝統工芸、観光資源等の地域資源の存在、鉄道や港湾などの整備が進む交通インフラの強みを生かして、企業の競争力強化や産業構造の多軸化の取り組み等を後押しすることで、付加価値額の増大を図るとともに、新たな雇用を創出していくことで、地域の事業者に対する相当の経済的効果をもたらすことを目指す。

また、域内の就業者数の64.6%を占める卸売・小売、サービス業⁸等の製造業における雇用の創出が、域内の他の産業にも高い経済波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を創出していく。

(2) 経済的効果の目標

「令和3年経済センサス-活動調査（産業横断的集計）」によると、促進区域内の企業1件あたりの付加価値額が4,497万円であり、本県の付加価値額は2兆3,997億円であることから、下記経済的効果の目標の算定根拠に基づき、計画終了後に、2兆4,042億円とすることを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状 (令和5年)	計画終了後	増加率
付加価値額	—	45億円	—

(算定根拠)

- 平成29年度から令和4年度までの6年間の地域経済牽引事業計画の合計承認件数から、年平均承認件数を算出すると、

$$94 \text{ 件} \div 6 \text{ 年} = 15.7 \text{ 件/年}$$

となり、15.7件/年を上回る件数を目標として20件/年と設定（約25%増）

- 「令和3年経済センサス-活動調査（産業横断的集計）」によると、促進区域内の企業1件あたりの付加価値額が4,497万円であるため、付加価値創出額を促進区域内の企業1件あたりの付加価値額を超える4,500万円に設定し、経済効果の目標としての計画期間における付加価値創出額を4,500万円×20件/年×5年=45億円と設定

※新型コロナウイルス感染症や原油・原材料・エネルギー高騰等の影響により、現状の値が一時的に著しく低下している企業が多いことから、目標値との比較において不相当であり、実績値が算出困難であるため記載していない。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

⁷ 出典：石川県「平成27年（2015年）石川県産業連関表」

⁸ 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であることとする。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が4,497万円(本県の1事業所当たり平均付加価値額(令和3年経済センサスー活動調査(産業横断的集計))を上回ることとする。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれることとする。

- ・ 促進区域に所在する事業者間での取引額が計画開始年度比で5%以上増加すること
- ・ 促進区域に所在する事業者の売上額が計画開始年度比で5%以上増加すること
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が計画開始年度比で3%以上増加すること
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が計画開始年度比で5%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、別紙及び別表のとおりである。

(概況及び公共施設等の整備状況)

重点促進区域内の概ねの面積は、2,950ヘクタールである。

本区域には、機械、繊維、食品、IT関連産業や高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業等が集積しており、さらには、食材、伝統工芸、観光資源等の地域資源も広く存在する。

また、鉄道、港湾、空港、高速道路や高規格道路等が整備され、特に港湾では、金沢港と七尾港が重要港湾に指定され、空港についても、小松飛行場と能登空港の1県2空港体制が敷かれるなど、金沢・加賀及び能登両地域でインフラが充実しており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は含まない。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区のうち、大聖寺鳥獣保護区内の大聖寺上木・下福田促進地区及び塩屋促進地区、専光寺鳥獣保護区内の専光寺工場適地、自然公園法に規定する自然公園地域のうち、越前加賀海岸国定公園普通地域内の新保促進地区については、重点促進区域とする。また、【重点促進区域75 加賀市/加賀温泉駅南地区】(約20ヘクタール)、【重点促進区域122 能美市/能美工業団地】(約19ヘクタール)を拡張するため隣接する土地(約10ヘクタール)を重点促進区域とし

て設定する区域、【重点促進区域129 能美市／下清水工業団地】(約9.7ヘクタール)を拡張するため隣接する土地(約1.6ヘクタール)を重点促進区域として設定する区域には農用地区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用調整の方針を記載する。

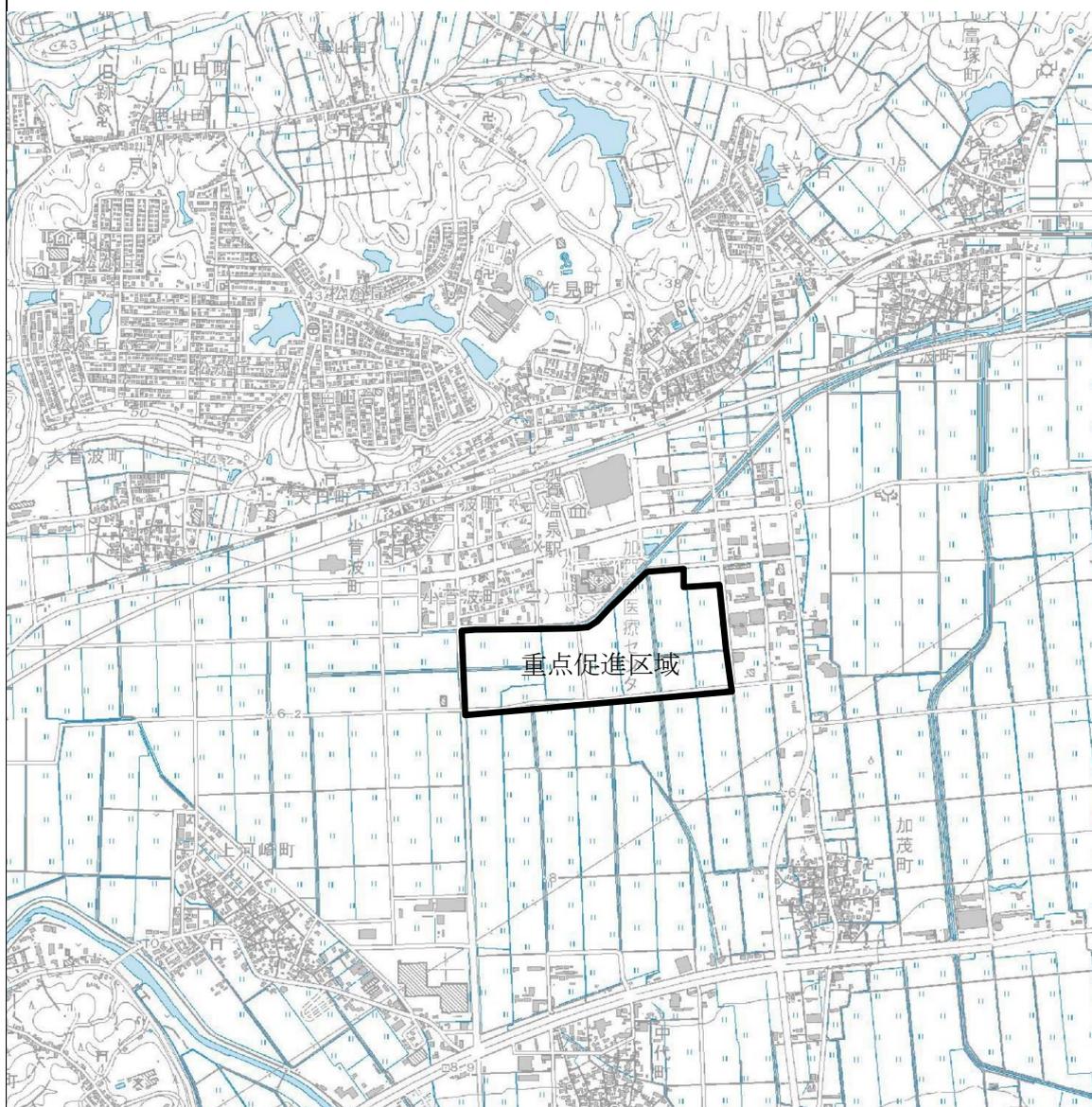
【重点促進区域75 加賀市／加賀温泉駅南地区】の概要は以下のとおり。
加賀市作見町ト、小菅波町(字無し)、加茂町(字無し)、中代町(字無し)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は20ヘクタール程度である。

本区域は、ほ場整備及び用排水路の整備が完了した農地である。地域の特性として、J R北陸本線加賀温泉駅及び令和6年3月16日に開業の北陸新幹線加賀温泉駅、並びに隣接縣市を横断する幹線道路である国道8号など交通の要衝に近接する地域であり、本市の地理的中心で交通利便性に優れた本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

今回設定する区域には、農用地区域18ヘクタールが含まれる。



(関連計画における記載等)

第2次加賀市総合計画（中期実施計画）において、本区域については、「交通結節点である加賀温泉駅の機能を充実するとともに賑わい創出やまちの活力を生み出すため、加賀温泉駅やその周辺等の整備を進めます。」と記載されており、土地利用の方針として、加賀温泉駅周辺の整備を推進する方針が示されている。

また、第2期加賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、本区域については、「北陸新幹線加賀温泉駅の開業に向けて、賑わいのある交流拠点となるように、駅前の整備を進める。」と記載されており、加賀温泉駅前における賑わい創出の方針が示されている。

さらに、加賀市都市計画マスタープランにおいて、本区域については、「安全・安心で便利なスマートシティを実現するデジタル等の先端技術を導入した業務・商業・観光など多様な施設を、特別用途地区や地区計画制度を活用しながら誘導し、新たな価値を創

造し続ける未来型のエリア」と記載されており、土地利用の方針として、業務・商業・観光など多様な施設を誘導する方針が示されている。

加えて、加賀市農業振興地域整備計画において、本区域については、「庄・加茂地区」、「作見地区」及び「南郷地区」に位置付けられ、それぞれ「担い手への集積を進め、作業の効率化・集約化を推進する土地利用を進めていく。」、「組織的取り組みをより広げる方向で土地利用を推進していく。」、「営農組織や法人化により農作業の受委託やの推進や利用権設定による農地の集積を進め、土地利用を推進する。」とされている一方、「都市計画用途指定された区域に隣接した一部の周辺農地では宅地化が進んでいる。」、「国道8号拡幅工事に伴う沿線の商業施設等移転については、この区域を今後の本市の商業集積地域の核として位置づけ、農振法と農地法並びに都市計画法等との調整や本市の総合計画・都市計画との整合性を図り、土地利用の適切な指導・誘導を進めていく。」と記載されている。

そのため、豊富な観光資源を活用した加賀温泉駅南地区（未来型商業エリア）の整備による地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域122 能美市／能美工業団地】の概要は以下のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は10ヘクタール程度である。

能美工業団地は平成21年から平成23年に市が造成した工業団地であり、電気上下水道などのインフラ整備が完了している。また、日本ガイシ株式会社やNGKセラミックデバイス株式会社、株式会社PALTACなどが立地している。周辺においては、国道8号及び市道根上国道線が整備されており、北陸自動車道能美根上スマートICから3.3km（約5分）と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

追加する区域の面積は10ヘクタール程度（うち農用地区域9.8ヘクタール）であり、これにより重点促進区域の面積は29ヘクタールとなる。

（関連計画における記載等）

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用

は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

【重点促進区域129 能美市／下清水工業団地】の概要は以下のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

既存区域の概ねの面積は9.7ヘクタール程度である。

下清水工業団地は平成5年度に第1期、平成9年度に第2期と、規模を拡張してきたものであり、電気上下水道などのインフラ整備が完了している。また、小松シヤリング株式会社や株式会社コマテック、技研株式会社などが立地している。周辺においては、市道下清水工業団地1号線及び市道下清水工業団地3号線が整備されており、北陸自動車道能美根上スマートICから6.0km(約10分)と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

追加する区域の面積は1.6ヘクタール程度(うち農用地区域1.5ヘクタール)であり、これにより重点促進区域の面積は11.3ヘクタールとなる。

(関連計画における記載等)

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

また、当該重点促進区域の専光寺工場適地、梅田町地区、才田町地区、松寺地区、専光寺地区、白山市の上安田・出合島区域、上柏野区域、倉部区域、木津区域、倉光・上

二口・三浦区域、野々市市の栗田区域、清金区域には、40ヘクタール程度の市街化調整区域が存在するが、全て調整済みである。

上記以外の重点促進区域の概要は以下のとおり。

(関連計画における記載等)

重点促進区域の設定を行った区域は、都市計画マスタープランにおいて、工業集積ゾーン、産業振興ゾーン等として位置付けられている。

(2) 区域設定の理由

重点促進区域の設定を行った区域には、機械、繊維、食品、ITの関連事業所やニッチトップ企業、地域資源等が全域において分布しているほか、重点促進区域内を高速道路や高規格道路が整備されており、移動・輸送のアクセスが良好であること等から、炭素繊維や航空機等の成長ものづくり分野やDX等の取り組みのため、重点的に支援を投入すべき区域である。

なお、現時点において、重点促進区域を設定する区域のうち、【重点促進区域6 金沢市/金沢テクノパーク】、【重点促進区域131 能美市/いしかわサイエンスパーク】、【重点促進区域151 志賀町/能登中核工業団地】を除く区域が工場立地特例を活用する予定の区域である。

また、造成済みの空き工業団地については、全て重点促進区域としている。

【重点促進区域75 加賀市/加賀温泉駅南地区】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、市外・県外からのアクセスが非常に優れている。また、市内を巡る路線バス、観光周遊バス並びに乗り合いタクシーは、加賀温泉駅が起点となっていることから、山代・山中・片山津の三温泉や北前船の里 橋立などの市全域に広く点在する観光資源とのアクセスにも優れている。

このように当該区域は、加賀市内において最も交通利便性に優れた周遊拠点であることから、豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）を活用した地域づくりの取り組みを推進するため、重点的に支援を投入すべき区域である。

なお、加賀市内には、売却されていない既存の工業団地や遊休地等が存在せず、地理的条件から他に適地がないため、やむを得ず農用地区域も含めて設定することとするが、地域経済牽引事業の実施に当たって、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域122 能美市/能美工業団地】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

また当該区域には既存の工業団地や農振白地地域も含め、遊休地が存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

さらには、本区域は、機械関連産業の企業が立地しており、製造業の集積を活用した成長ものづくり分野を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域129 能美市／下清水工業団地】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

また当該区域には既存の工業団地や農振白地地域も含め、遊休地が存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

さらには、本区域は、機械関連産業の企業が立地しており、製造業の集積を活用した成長ものづくり分野を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域別表のとおりである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①石川県全域の製造業（機械・繊維・食品・IT関連産業）の集積を活用した成長ものづくり分野（デジタル、グリーン、炭素繊維、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）
- ②石川県全域のニッチトップ企業等の集積を活用した成長ものづくり分野（デジタル、グリーン、炭素繊維、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）
- ③石川県全域のIT関連産業の集積を活用した産業のデジタル分野
- ④石川県全域の食材、伝統工芸等の豊富な特産品を活用した農林水産・地域商社
- ⑤石川県全域の豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）を活用した地域づくり
- ⑥石川県全域の3大都市やアジアへとつながる北陸新幹線、金沢港や小松飛行場・能登空港等の交通インフラを活用した物流関連産業

(2) 選定の理由

- ①石川県全域の製造業（機械・繊維・食品・IT関連産業）の集積を活用した成長ものづくり分野（デジタル、グリーン、炭素繊維、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

○製造業（機械・繊維・食品・IT関連産業）の集積

本県の工業は、建設機械及び繊維機械を中心とした機械工業と絹・化合繊維物を中心とした繊維工業を主体に発展し、これらが本県の基幹産業となっている。令和2年のGDPでは、「はん用・生産用・業務用機械」が最も高く、次いで「電子部品・デバイス」、「化

学」、「繊維製品」、「食料品」の順に高くなっており、特化係数を用いて全国を比較すると、「繊維製品」、「電子部品・デバイス」、「はん用・生産用・業務用機械」、「輸送機械」等が高くなっている。

また、清酒と水産食料品、菓子等の事業所の割合が全国平均と比較して高くなっており、良質な水と豊富な山海の幸に恵まれた本県では、特色ある食品産業が集積し、製造品出荷額では、機械、繊維工業に次ぐ規模となっている。

本県工業の概要

区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額	
	箇所	比率%	人	比率%	億円	比率%
機械	1,096	43.6	56,546	59.8	18,353	69.9
繊維	408	16.2	9,072	9.6	1,563	6.0
食料品	332	13.2	11,095	11.7	1,493	5.7
その他	676	26.9	17,794	18.8	4,859	18.5
合計	2,512	100	94,507	100	26,268	100

令和3年経済センサスー活動調査（製造業） 石川県結果概要(従業者4人以上)

なお、地区別の製造品出荷額の占める割合を見ると、機械工業が牽引する形で、金沢・加賀地区の割合が高いことが分かる。また、各地区とも特定の業種に依存している傾向があり、金沢・加賀地区では、生産用機械や情報通信、電子部品の割合が高い一方で、能登地区では、食料品製造業の割合が高いなど、地域ごとに特徴があり、地区内の中核企業が当該地域を牽引していると言える。

<機械関連産業>

本県の機械関連産業の特徴は、本県に拠点を置く国際的な機械メーカーの存在とそれらを支える幅広い加工分野にわたる優れた生産技術をもった多数のものづくり企業の集積にあり、事業所数は製造業全体の43.6%、製造品出荷額で69.9%を占めている。機械メーカーとその協力企業群は、機械加工、鋳造や鍛造等の生産技術を生かし、複雑化する様々なニーズに応えられるよう、さらなる競争力の強化を図っているところである。

<繊維関連産業>

本県の繊維関連産業は、北陸地域特有の多湿性の気候を生かし、世界有数の化合繊維物産地として、長年にわたって本県経済を牽引してきた経緯があり、事業所数においても製造業全体の16.2%、製造品出荷額で6.0%を占めている。

近年のグローバル化の進展、大手原糸メーカーの系列崩壊により、従来からの量産型委託加工産地としての機能は大きく低下しているが、一方で、独自技術の高度化や産業資材分野への展開等に積極的に取り組み、競争力を高めつつある企業も存在する。

また、本県の繊維製造業は、化合繊が中心であることから非衣料分野への用途拡大が可能であり、東レ合繊クラスターなどの化合繊メーカーや商社、アパレル、産地企業による

垂直型・水平型連携体制が構築されていることや業界のプロジェクトマネジメント機能を持つリソースセンターが存在する強みがある。

(食品関連産業及びIT関連産業については、関連性の強い③、④の項目に記載)

○成長ものづくり分野（デジタル、グリーン、炭素繊維、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

昨今では、人口減少の進展による労働力の減少や国内市場の停滞・縮小、不安定なグローバルリスク、デジタル化、カーボンニュートラルへの対応など、様々な社会・経済環境の変化に、県内企業も対応していく必要がある。

これまで、本県では、本県産業の特徴である、機械関連産業や繊維関連産業などのものづくり産業の集積を活かし、炭素繊維、航空機、ライフサイエンスなどの成長分野に係る新技術、新製品開発を支援してきたところであるが、これまで支援してきた分野に加え、新たな成長市場であるデジタルやグリーン分野に係る県内企業の新技術・新製品開発等の取り組みや事業の高度化を支援する。

②石川県全域のニッチトップ企業等の集積を活用した成長ものづくり分野（デジタル、グリーン、炭素繊維、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

○ニッチトップ企業等の集積

本県には、機械・金属分野を中心に、高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業が数多く存在し、本県のニッチトップ企業認定数は、平成17年の40社から令和4年度末には95社に倍増しており、順調に拡大している。

さらに、平成26年3月の経済産業省の「グローバルニッチトップ企業100選」においても、本県から6社が選出され、その後の「2020年版グローバルニッチトップ企業100選」においても本件から3社が選出されている。選出数の合計では東京都、大阪府、愛知県、神奈川県に次いで全国第5位となるなど、改めてニッチトップ企業が集積していることが明らかとなった。

本県には、これらのニッチトップ企業及びグローバルニッチトップ企業を目指す企業が多くあり、これらの企業のさらなる集積を目指して、候補となる企業の発掘と育成を行っている。

○成長ものづくり分野（デジタル、グリーン、炭素繊維、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

今後、人口減少や生産年齢人口の減少により、国内市場の大幅な伸びが見込めず、これまでの取引関係に依存するだけでは企業活動が立ち行かなくなる可能性がある。

本県では、平成17年度より、市場の変化の影響を受けにくく、価格競争のリスクにもさらされず、持続的な発展が期待できるニッチトップ企業を育成するために、その候補となる企業を認定し、オーダーメイド型の集中支援を行っており、今後もニッチトップ企業を目指す企業の育成を図ることで、先述のような炭素繊維や航空機等の成長ものづくり分野の取り組みや事業の高度化を進め、新規需要の獲得や産業構造の多軸化を図っていく。

また、平成26年度からは、海外市場の獲得に意欲的なニッチトップ企業に対しては、海外の知的財産取得や販路開拓を集中的に支援しており、今後もグローバル展開を推進するニッチトップ企業数のさらなる増加を図っていくことで、海外需要の獲得も進めて行く。

③石川県全域のIT関連産業の集積を活用した産業のデジタル分野

○IT関連産業の集積

IT関連産業は、製造業、小売業など幅広い産業において、課題解決するためのツールとして用いられていることから、社会の情報インフラを支える産業として、当該産業を強化することが、本県産業全体の競争力強化に寄与するものである。

<IT関連産業>

本県のIT関連産業の事業所数は377か所（一人当たりの全国順位7位）、従業者数は6,809人（同9位）⁹であり、いずれも全国の上位に位置しており、高い集積率を誇っている。

また、令和3年度のソフトウェアの売上高についても1,676億円と、人口当たりの売上高において、全国7位と比較的上位に位置付けられており、また、パソコンやデジタル機器の周辺機器の製造・販売を行い、国内での高いシェアや特定の分野において国際シェアトップを誇り、高い競争力、技術力を有する企業も存在している。

さらに、学士課程を持たない国立の大学院大学である北陸先端科学技術大学院大学のほか、いしかわサイエンスパーク内には、(国研)情報通信研究機構(NICT)が有する総合的な実験・検証が可能な大規模のネットワーク研究施設である「北陸StarBED技術センター」があり、高度な社会インフラが整備されている。

○産業のデジタル分野

我が国は、2010年に本格的な人口減少時代に突入しており、本県産業においても恒常的な人手不足を乗り越え、持続的な成長を実現するために、デジタル化による業務効率化だけでなく、デジタル技術による事業やビジネスモデルの変革(デジタル・トランスフォーメーション:DX)の推進が求められている。

本県では、あらゆる産業においてデジタル化が前提となる中、生産性向上や業務効率化だけでなく、将来の成長に向け、デジタル技術を活用した先進的な取組を創出するなど、DXを推進し、本県産業の競争力の強化につなげるため、事業者のニーズに応じた人材・資金・技術を総合的に支援する取り組みを進めてきた。

具体的には、事業者のニーズに応じたデジタル人材の育成のほか、資金等の支援として、先進的な取組の創出や、設備・システム導入などの支援を実施してきたところであり、引き続き、これらの取り組みにより県内産業のDX推進を図る。

④石川県全域の食材、伝統工芸等の豊富な特産品を活用した農林水産・地域商社

⁹ 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

○食材、伝統工芸等の豊富な特産品

本県は、加賀百万石の歴史と伝統に裏打ちされた、食材、伝統工芸などの特産品が下記に例示のとおり豊富に存在しており、平成23年6月には世界農業遺産（「能登の里山里海」）という新たな地域資源も加わっている。

また、一人当たりの日本伝統工芸展入選者数が全国1位¹⁰となるなど、文化・工芸活動が盛んであり、こうした活動が、本県のものづくりにおける、いわゆる「匠の技」の原点となっている。

- ・地域団体商標登録数 34（全国4位）¹¹：加賀野菜、能登牛、加賀友禅等
- ・伝統的工芸品の国指定数 10（全国6位）¹²：九谷焼、輪島塗、山中漆器等

<食品関連産業>

本県の食品製造業の製造品出荷額は、事業所数が製造業全体の13.2%、製造品出荷額で5.7%¹³と繊維工業に次ぐ規模となっており、重要な基幹産業となっている。

本県では、機能性の高い加賀野菜、能登野菜など、希少価値が高い地元食材が豊富であり、加賀百万石の文化に端を発した和菓子や水産資源を活用したかまぼこ・珍味等の水産食料品などが生産されている。

また、清酒、味噌、醤油等の発酵・醸造産業が古くから発達し（酒造メーカー：36社、清酒生産量：全国16位¹⁴）、伝統的な発酵技術が育まれてきたことを背景として、国事業も活用しながら、高機能発酵食品や早醸・均一発酵システムの開発等を進めてきたところである。

○農林水産・地域商社

近年、食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりや消費人口の減少による国内市場の縮小などにより、本県のみならず全国的に食料品の製造品出荷額は、なだらかな減少を続けている。

また、伝統工芸についても、国民の生活様式や生活空間の変化、大量生産方式による安価な生活用品の普及、海外からの輸入品の増加等により、近年、その需要が大きく減少しているところである。

本県では、食材、伝統工芸等の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓、農商工連携等の支援を進めてきたところであり、今後も県産品の国内外販路開拓を行う地域商社の育成及び共同物流の取り組みへの支援などを通して、付加価値を高めた新商品の開発や海外展開を進めることで、本県の食材や伝統工芸等の特産品が有する強みに磨きをかけていく。

¹⁰ 出典：石川県「令和5年（2023年）版 石川100の指標」

¹¹ 出典：特許庁HP

¹² 出典：石川県HP

¹³ 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

¹⁴ 出典：国税庁「第147回国税庁統計年報書 令和3年度版」

また、農林水産業を始めとする第一次産業についても、「能登の里山里海」の世界農業遺産認定以降、能登地域を中心に進む農業分野における企業参入や植物工場等の取り組みに対する支援などにも、引き続き、取り組んでいく。

⑤石川県全域の豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）を活用した地域づくり

○豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）

本県には、文化財、自然の風景地等の観光資源や加賀藩の文化政策により、芸能文化、工芸文化、さらには食文化が磨かれてきたことを背景として、歴史及び文化等の特徴ある資源が存在している。

また、平成30年3月に、「輪島の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、本分野において、県固有の資源も存在している。これらの観光資源を活かした付加価値の高い取り組みへの支援を推進していく（観光資源の例は下記のとおり。）。

- ・観光地：兼六園、金沢城公園、白米の千枚田等
- ・伝統的工芸品の工房：九谷焼、加賀友禅、輪島塗、山中漆器等
- ・祭事：青柏祭、お旅まつり、能登のキリコ祭り等
- ・美術館：石川県立美術館、金沢21世紀美術館、石川県七尾美術館等
- ・その他：能登の里山里海、加賀及び能登の伝統芸能等

さらに、本県では、北陸新幹線の県内全線開業に加え、金沢港に寄港するクルーズ船の増加、小松飛行場や能登空港を生かした交流促進、能越自動車道等の高規格道路など、陸・海・空の交流基盤の整備が整いつつあるが、さらなる充実に向け、今後も大阪までのフル規格による全線整備の早期実現やクルーズ船の受入体制の充実等を進めていくこととしており、これらの体制整備も追い風にしながら、特産品や観光資源、歴史及び文化等の魅力を高めていく。

○地域づくり

先述のように、人口減少等の外部環境の変化や消費者ニーズの高度化に対応するため、新商品・サービスの開発や販路開拓の取り組みを進めていく必要がある一方、北陸新幹線県内全線開業など、陸・海・空の交流基盤の整備の進展や今後の日本国際博覧会の開催などを迎える中で、観光資源及び歴史や文化等の資源を活用した訴求性の高い取り組みも行っていく必要がある。

本県では、先述のように、豊富な観光資源等を活用した新商品・新サービスの開発や新ビジネス創出等の支援を進めてきたところであり、今後も、地域づくり分野での新ビジネス創出の取り組みも支援していくことによって、県外の需要獲得による消費拡大等を図っていく。

⑥石川県全域の3大都市やアジアへとつながる北陸新幹線、金沢港や小松飛行場・能登空港等の交通インフラを活用した物流関連産業

○3大都市やアジアへとつながる北陸新幹線、金沢港や小松飛行場・能登空港等の交通インフラ

物流関連産業は、グローバル化するサプライチェーンの一端を担うものであり、物流インフラの整備や運営の効率化により、ものづくり産業の効率化や製造品の付加価値を高めることが可能になる。したがって、物流関連産業は、県内産業を支える基盤であり、本産業が活性化することで、機械・繊維・食品・IT関連産業を始めとした県内産業の競争力強化を図ることができる。

本県では、近年、北陸新幹線の県内全線開業、金沢港の充実や小松飛行場の国際化の進展、のと里山海道の4車線化など、産業の基盤をなす人的・物流基盤形成が大きく進展している。

金沢港では、平成19年の(株)小松製作所の工場進出を契機として、県内企業の港湾利用が進んだことから、コンテナ貨物の取扱量は、平成18年の3万本から平成28年には6万本超と倍増し、令和4年には6万2千本超¹⁵とさらに増えている。重量ベースでの取扱量でも、約92万トンと全国102の重要港湾の中で2位¹⁶となるなど、国際港湾としての機能を強化しているところであり、一般道路の整備率も73.9%と全国2位¹⁷となるなど、各種交通インフラの整備が進んでいる。

金沢港のコンテナ取扱量推移

項目	H18	H28	R4
コンテナ取扱貨物量(個)	30,800	60,956	62,768
対H18伸び率(%)	-	97.9%	103.8%

○物流関連産業

国内市場においては、近年、インターネット型の通信販売の成長により、即日配送ができる大規模な物流センターの建設の動きや、いわゆる「2024年問題」といわれる令和6年4月からのトラックドライバーの時間外労働960時間の上限規制の適用および改正改善基準告示の適用などによる拘束時間等の強化により、物流施設への需要が高まってきている。

本県では、令和6年3月16日の北陸新幹線の県内全線開業に加え、今後の大阪までの早期全線整備を目指して、北陸新幹線の整備を着実に進めていくほか、能越自動車道等の高規格道路の整備を促進することで、高速陸上交通のさらなる充実を図っている。

また、金沢港・七尾港の物流機能を強化するためのポートセールスや新規貨物のトライアル輸送への支援、船社への航路要請等を実施し、金沢港、七尾港の航路拡大や利用促進を推進しており、今後も着実に交流基盤の整備を実施していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

¹⁵ 出典：国土交通省「港湾別コンテナ取扱貨物量一覧」

¹⁶ 出典：国土交通省「港湾統計（港別集計値）」

¹⁷ 出典：国土交通省「道路統計年報2022」

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野や次世代産業分野の取り組みを支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本県特有の強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項（不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設）

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税の減税措置に関する条例を平成30年6月に制定した。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

県内企業の技術力向上のために、県工業試験場が保有している情報であって資料として開示している技術情報や研究成果について、県内企業等に提供していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

石川県庁商工労働部内に、事業者のための相談窓口を設置し、事業環境整備の提案を受けた場合については、適切に対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

スタートアップ育成5か年計画を踏まえ、本県では、産業の持続的成長に向け、新たな原動力となるスタートアップを生み・育てる仕組み（エコシステム）を構築し、全国や世界を舞台に活躍するスタートアップの輩出していく。

具体的には、産学官金が連携する「いしかわ新事業創出支援コンソーシアム」による、スタートアップの案件組成や、成長段階に応じて資金・経営・マッチングなど、きめ細かく支援する。

②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

社会のデジタル化やカーボンニュートラルの推進、新型コロナウイルス感染症など、本県を取り巻く社会・経済環境は大きく変化している。こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、令和5年度に産業振興指針を策定し、本県における7つの重点分野（デジタル、グリーン、人材、研究開発・スタートアップ、販路、事業基盤、誘致）を設定しているところである。

本指針には、以下のとおり、サプライチェーンの構築・強靱化について記載している。

石川県の製造業（繊維・機械等）は、全国・世界を舞台に活躍する機械メーカーなど、ものづくり企業と協力企業が協業し、サプライチェーンを形成しているという特徴があり、金沢地域を中心にITベンダー（情報通信サービス業）が集積している。

こうした特徴を捉えつつ、共通する機能や受発注の効率化、カーボンニュートラル対応などサプライチェーンでのデジタル連携を図ることで、県内外のサプライチェーンに

組み込まれる高い競争力を獲得していくよう支援する。

③人材育成・確保支援

本県では、平成28年4月に石川への移住と就職を一体的に支援するワンストップの窓口として「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（以下、「ILAC」という）」を開設しており、少子高齢化により労働力人口が減少する中、地域経済を牽引する事業者との人材マッチング支援、副業・兼業・外国人材の活用支援等によって、産業人材の確保と定着に努めている。そのほか、企業におけるワークライフバランスの取組の推進、健康経営を宣言する企業等の認定、セミナーの開催などを行うことで、女性や高齢者、障害のある人など、年齢や性別、障害の有無に関わらず、あらゆる人材の活躍を支援していく。

また、県内4つの県立産業技術専門校において、地元産業界のニーズを踏まえた技術人材の育成を行うとともに、第三セクターである（株）石川県IT総合人材育成センターでは、IT人材の育成講座やMOT（技術経営）講座など人材育成をバックアップしていく。

④広域交流基盤の整備及び産業用地の確保支援

本県においては、小松飛行場・能登空港の両空港や北陸自動車道などの高速ネットワークに加えて令和6年3月16日に県内全線開業した北陸新幹線により首都圏とのアクセス強化が図られているところであり、重点促進区域へのアクセス道路等の整備を促進し、広域交流基盤の充実による物流機能の強化と観光活性化を推進する。

また、工場跡地を含む工場適地に関する情報を収集するとともに、企業の産業用地の確保を支援するため、ニーズに応じた産業用地の情報を素早く提供する。なお、県内の産業用地の整備は、工業用地域として選定した土地を工業団地として、まちづくりの主体である市町が自ら造成している。本県としては、市町が行う工業団地の造成について、関係部局で連携し、迅速に手続きができるよう対応していく。

⑤賃上げ促進支援

物価変動による適正な価格転嫁、付加価値の向上と連動した賃上げの好循環を実現するため、賃上げを行う企業への支援環境を整備し、賃上げ等を行う企業へのインセンティブの付与を行う。

⑥グリーントランスフォーメーション（GX）の促進支援

カーボンニュートラルや循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現などグリーン化の取組が本格化する中、環境配慮を制約ではなく成長の機会と捉え、今後の市場の成長が見込まれるグリーン分野への参入や、カーボンニュートラル対応と競争力強化の両立を図るなど、GXを推進し、新たな成長機会の獲得から普及啓発・実行までを総合的に支援していく。

⑦デジタルトランスフォーメーション（DX）の促進支援

先述のとおり、本県では、あらゆる産業においてデジタル化が前提となる中、生産性向上や業務効率化だけではなく、将来の成長に向け、デジタル技術を活用した先進的な取組を創出するなど、DXを推進し、本県産業の競争力の強化につなげるため、事業者のニーズに応じた人材・資金・技術を総合的に支援する取り組みを進めてきた。

具体的には、事業者のニーズに応じたデジタル人材の育成や、DXに向けた設備・システム導入などの計画・資金等の支援に加え、デジタルシミュレーション技術など先進技術の普及促進や、社会サービスの活発化に向けたデータ連携基盤の整備・活用を図ることで、引き続き、県内産業のDX推進を図る。

⑧事業承継支援

（公財）石川県産業創出支援機構（以下、「ISICO」という）では、平成27年に「石川県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、専門相談員が、税理士や弁護士などの専門家と協力しながら円滑な事業承継をサポートしており、これにより、中小企業が蓄積してきた貴重な技術やノウハウを承継し、雇用や地域経済の活力の維持につなげていく。

また、域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、地元金融機関に周知を行うとともに、地域の中核となっている企業等に対して事業承継のツールの周知を行う。

⑨地域ブランドの育成・強化

地域ブランド化に向けた取り組みは、商品の付加価値向上を通じて地域産業の競争力強化につながるだけでなく、地域イメージのブランド化を通じて更に地域ブランドの価値を高めるといった好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むことにもなり、地域経済の持続的な活性化につながるため、推進していく必要がある。なお、そのためにも、地域団体商標制度等を活用しながら、地域ブランドを適切に保護することによって、事業者の信用の維持と地域経済の活性化を図ることが重要であるが、地域団体商標の有効登録件数については、本県は伝統工芸、加工食品、農林水産品等に関する価値の高い地域ブランドを多数有していることから、全国で4番目に多く、既に全国でも高い水準である。

また、令和5年に農林水産省輸出・国際局及び北陸農政局並びに特許庁及び中部経済産業局と本県の間で、全国で初めて締結した「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」に基づき、各機関で連携し、各種事業者の地域ブランドの育成・強化に関する支援を行っていく。

⑩研究開発・販路開拓等の支援及び産業用共用施設の整備

本県では、県工業試験場、県農林総合研究センターなどの公設研究機関を設置しており、地元が開かれた研究機関として企業の研究開発をバックアップしているほか、令和5年度に創設した成長戦略ファンドにより、企業の研究・商品開発から事業化、販路開

拓までを一貫して支援する。

県工業試験場では、県内企業との共同研究を促進するため、平成28年度から令和4年度までに炭素繊維評価加工機器を8台導入しており、今後も企業からのニーズを踏まえて、地域企業が共同利用できる高度試験研究機器の整備等により、支援機能を拡充していく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設・運用	不動産取得税（県）： 条例制定（平成30年度）・運用 固定資産税（市町）： 多数の市町において条例制定・運用。一部の市町が条例制定を検討	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
工業試験場が有する技術情報等の情報提供	技術情報や研究成果の提供	技術情報や研究成果の提供	技術情報や研究成果の提供
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業環境整備への提案	随時受付、対応	随時受付、対応	随時受付、対応
【その他】			
①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ支援補助金及び大学発スタートアップ支援の実施 コンソーシアムによる支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ支援補助金及び大学発スタートアップ支援の実施 コンソーシアムによる支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ支援補助金及び大学発スタートアップ支援の実施 コンソーシアムによる支援の実施
②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援	最適な計画策定やFS調査支援、ベンダーとのマッチング支援	最適な計画策定やFS調査支援、ベンダーとのマッチング支援	最適な計画策定やFS調査支援、ベンダーとのマッチング支援
③人材育成・確保支援	<ul style="list-style-type: none"> 就職、移住支援等の実施 研修講座の開催 	各種支援、講座等の実施	各種支援、講座等の実施
④広域交流基盤の整備及び産業用地の確保	適宜実施	適宜実施	適宜実施

支援			
⑤賃上げ促進支援	企業への支援環境整備	企業への支援環境整備	企業への支援環境整備
⑥グリーントランスフォーメーション（GX）の促進支援	・脱炭素化等に資する取組を支援する補助金の実施	脱炭素化等に資する取組支援の実施	脱炭素化等に資する取組支援の実施
⑦デジタルトランスフォーメーション（DX）の促進支援	・デジタル人材の育成支援 ・DXに向けた設備・システム導入などの計画・資金等の支援 ・先進技術の普及促進 ・データ連携基盤の整備・活用	・デジタル人材の育成支援 ・DXに向けた設備・システム導入などの計画・資金等の支援 ・先進技術の普及促進 ・データ連携基盤の整備・活用	・デジタル人材の育成支援 ・DXに向けた設備・システム導入などの計画・資金等の支援 ・先進技術の普及促進 ・データ連携基盤の整備・活用
⑧事業承継支援	・県内自治体、商工会議所等の中小企業支援機関による連絡会議 ・個別相談会の開催 ・事業者が事業承継を推進する際の専門家の活用経費を支援する補助金の実施	・連絡会議や個別相談会の開催 ・補助金の実施	・連絡会議や個別相談会の開催 ・補助金の実施
⑨地域ブランドの育成・強化	適宜実施	適宜実施	適宜実施
⑩研究開発・販路開拓等の支援及び産業用共用施設の整備	適宜実施	適宜実施	適宜実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、本県が設置する県工業試験場等の公設研究機関やI S I C O等の産業支援機関、大学等の高等教育機関など、地域に存在する支援機関が連携し、それぞれの能力を十分に発揮していく必要がある。

そのため、県内企業の具体的なニーズに基づいた課題解決に向けて、政策効果を最大化させることを意識しつつ、各機関が連携しながら、地域経済牽引事業を推進する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 県工業試験場等の公設研究機関

県工業試験場、県農林総合研究センターなどの公的研究機関の他に県工業試験場内に東京大学先端科学技術研究センター石川サテライトオフィス、産業技術総合研究所石川サイトの公的研究機関が設置されており、地元企業の研究開発をバックアップしている。

地域経済牽引事業の推進に当たっては、研究成果や技術情報の提供や技術支援、産業用共用施設の整備、開放を進めることで、事業者の取り組みを支援していく。

② I S I C O等の産業支援機関

本県産業の中核支援機関として設置された I S I C Oでは、経営相談から研究開発、販路開拓、さらには人材育成・確保に至るまで企業のワンストップサービスセンターとして事業活動を支援している。

また、I L A C、(一社)石川県鉄工機電協会、(一社)石川県繊維協会、(一社)石川県食品協会、(一社)石川県情報システム工業会、商工会議所、商工会では県内企業支援に積極的に取り組んでいる。

I S I C O等の産業支援機関では、地域に存在する事業者の支援ニーズを踏まえ、企業の研究開発の促進や企業間の共同研究や共同受注の場づくり、事業承継等の経営相談について、積極的に支援することで、地域経済牽引事業の推進を図る。

③ 大学等の高等教育機関

本県は、人口当たりの高等教育機関数・学生数等が全国有数の規模であり、高等教育機関の研究活動及びその成果の移転を進めることで、企業の産業技術の高度化に貢献し、本県の活力強化に寄与している。

県内には、日本海側の基幹総合大学として活動する金沢大学を始め、日本初の国立の大学院大学である北陸先端科学技術大学院大学、工学系の総合大学として企業との連携にも積極的に取り組む金沢工業大学、日本海側唯一の私立医科大学である金沢医科大学など特色ある大学等の高等教育機関が立地している。

今後も大学等の研究成果等を生かすための産学官連携を進めるとともに、域内の事業者に対して、優秀な人材を供給していくことで、地域経済牽引事業が地域内で、好循環していく環境を構築していく。

④ 地方銀行や信用金庫等の地元金融機関

本県では、成長ものづくり分野の新技术・新製品開発を支援する「いしかわ次世代産業創造ファンド」及び食材、伝統工芸等の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓、農商工連携等を支援する「いしかわ産業化資源活用推進ファンド(平成30年に「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」としてリニューアル)」を創設、令和5年にはこれらを「成長戦略ファンド」として統合・リニューアルし、複数年にわたる新たな研究、商品開発から事業化、販路開拓まで全業種にわたり県内企業の取り組みを後押ししている。

今後も地元金融機関と連携しながら、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓、農商工連携等や炭素繊維等の成長ものづくり分野の新技术・新製品開発の取り

組みを支援することで、地域経済牽引事業を共同で推し進めていく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、国立公園などの環境保全上重要な地域において事業計画を承認する際には、石川県自然環境部局と調整を図ることとするのに加え、事業活動においては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、石川県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。また、県立自然公園などの環境保全上重要な地域における整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、石川県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮する。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の削減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

具体的には、本県では、平成16年3月に「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」を制定し、その行動計画として、平成17年3月に「石川県環境総合計画」を策定している。

条例、計画では、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人が共生する社会の実現のため、事業者、民間団体、県民、行政の役割を明確にし、それぞれが自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことを基本理念としている。

このため、地域経済牽引事業の促進に当たっては、下記のとおりとする。

①水環境や地下水の保全

工場や事業場からの排水を良好に保つとともに、地下水が汚染されないよう指導に努める。また、地盤沈下の未然防止や地下水の水位低下を抑制するため、事業者に対し指導に努める。

②産業廃棄物の適正処理

産業活動の基礎である産業廃棄物の処理が適正且つ円滑に進められるため、事業者及び委託事業者の指導に努める。

③公害防止に関わる個別規制の遵守

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の環境法令やふるさと石川の環境を守り育てる条例の遵守など、環境汚染の未然防止に向け指導に努める。

④環境影響評価（環境アセスメント）の実施

企業立地に当たって環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある一定規模以上の事業について事業者自らがどのような影響を及ぼすか予め調査、予測及び評価を行う手続きを徹底するとともに、環境影響評価手続きを必要としない規模未満の開発事業についても環境配慮の努力を促す。

⑤省エネルギー、自然エネルギーの利用促進

県「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」や関連法令の遵守など、省エネルギー、自然エネルギーの利用促進に努める。

⑥自然環境の保全

国定公園などの環境保全上重要な地域において事業計画を承認する場合及び県立自然公園などの環境保全上重要な地域における整備の実施に当たる場合には、多様な野生動物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動物種が確認された場合には、石川県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響を回避・低減するよう努める。また、上記自然公園区域のほかにも、希少な野生動物種が確認された場合には、石川県自然環境部局と十分調整を図りつつ、上記と同様の対応に努める。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、本県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

事業実施に際しては、地域住民の理解が得られるよう、必要に応じて地域住民等への説明会を開催するほか、地域経済牽引企業と公害防止協定を締結するなど、県・市町が企業と住民との仲介役となり地域における環境保全、生活保全の調整を進める。

(2) 安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、犯罪及び事故を増加させたり、地域の安全の平穩を害したりすることのないように、十分な配慮を行っていく必要がある。

県では、平成17年4月に「石川県防犯まちづくり条例」を制定し、県民に対する安全で安心なまちづくりについて、県、県民、自治会及び事業者の役割を明らかにするとともに、各者が連携して安全で安心な社会の実現を図ることとしている。

このため、地域経済牽引事業の促進に当たっては、下記のとおりとする。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

- ・道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮する。
- ・夜間に道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地などにおいて、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯などを整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入の制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。
- ・道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵、植栽等により、歩道と車道の分離に努

めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備に努める。

- ・地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置など防犯設備の整備を行う。
- ・事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ブザー、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

- ・地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- ・事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐車スペースを確保する。

③地域社会との連携

事業者は、地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらに必要な物品、場所等を提供するなど、地域における防犯活動への協力を行う。

④従業員に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力から各種要求に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ずパスポート、在留カード等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

上記により、所轄警察署、防犯ボランティア団体や交通安全推進団体等と連携を取り、地域住民の理解を得ながら、安全なまちづくりを推進する。

(3) その他

地域経済牽引事業の促進に当たっては、県、市町、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年度、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、以下の重点促進区域に農地が含まれるため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

それ以外の重点促進区域には土地利用調整が必要な区域が含まれていない。

【重点促進区域 75 加賀市／加賀温泉駅南地区】

(農地)

加賀市作見町ト 21～38、40～76

加賀市小菅波町 8～20、55～63

加賀市加茂町 260-1、261～265-1、266-1、286-1、287-1、288、289

加賀市中代町 44、76、77

【重点促進区域 122 能美市／能美工業団地】

(農地)

能美市粟生町あ 20～27、28-1～2、29～30

能美市粟生町西 528～538、543-1～2、544～552

能美市東任田町北 1～4、14～15

【重点促進区域 129 能美市／下清水工業団地】

(農地)

能美市下清水町 22～30、31-1、32～39、40-1、164、165、182～187、188-1、188-2

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 75 加賀市／加賀温泉駅南地区】

本区域内においては、既存の耕作道路以外の公共施設は存在せず、道路、上下水道等の公共インフラは未整備であるため、今後、市の施策として加賀温泉駅周辺を有効に活用するための整備は行う予定であるが、その他の大規模な公共施設整備の予定はない。

【重点促進区域 122 能美市／能美工業団地】

本区域は能美農業振興地域整備計画における「寺井地区」の西部に位置しており、水稲、大麦を中心とした農業が営まれている。

本区域内においては、既存の耕作道路以外の公共施設は存在せず、また、周辺においては、国道 8 号及び市道根上国道線が整備済みであり、今後当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 1 2 9 能美市／下清水工業団地】

本区域は能美農業振興地域整備計画における「辰口地区」の北部に位置しており、水稲を中心とした農業が営まれている。

本区域内においては、既存の耕作道路以外の公共施設は存在せず、また、周辺においては、市道下清水工業団地 1 号線及び市道下清水工業団地 3 号線が整備済みであり、今後当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 7 5 加賀市／加賀温泉駅南地区】

第 2 次加賀市総合計画（中期実施計画）において、力強く進める項目の一つとして、「北陸新幹線加賀温泉駅開業を見据えた駅周辺整備と観光誘客の推進」を掲げており、「交通結節点である加賀温泉駅の機能を充実するとともに賑わい創出やまちの活力を生み出すため、加賀温泉駅やその周辺等の整備を進めます。」と記載されている。

また、第 2 期加賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「北陸新幹線加賀温泉駅の開業に向けて、賑わいのある交流拠点性を高めることで、本市全体として安心して生活することができる地域づくりを進めていく。」と記載されている。

さらに、加賀市都市計画マスタープランにおいて、土地利用の方針でスマートシティ先導地区に位置付けられ、「安全・安心で便利なスマートシティを実現するデジタル等の先端技術を導入した業務・商業・観光など多様な施設を、特別用途地区や地区計画制度を活用しながら誘導し、新たな価値を創造し続ける未来型のエリア」と記載されている。

なお、加賀市農業振興地域整備計画においては、「庄・加茂地区」、「作見地区」及び「南郷地区」に位置付けられ、それぞれ「担い手への集積を進め、作業の効率化・集約化を推進する土地利用を進めていく。」、「組織的取り組みをより広げる方向で土地利用を推進していく。」、「営農組織や法人化により農作業の受委託の推進や利用権設定による農地の集積を進め、土地利用を推進する。」とされている一方、「都市計画用途指定された区域に隣接した一部の周辺農地では宅地化が進んでいる。」、「国道 8 号拡幅工事に伴う沿線の商業施設等移転については、この区域を今後の本市の商業集積地域の核として位置づけ、農振法と農地法並びに都市計画法等との調整や本市の総合計画・都市計画との整合性を図り、土地利用の適切な指導・誘導を進めていく。」と記載されている。

そのため、豊富な観光資源を活用した加賀温泉駅南地区（未来型商業エリア）の整備による地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域 1 2 2 能美市／能美工業団地】

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産

業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

当該区域は、成長ものづくり分野の促進を図りながら雇用や高い付加価値の創出を行うために地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、上記計画と調和したものである。

今般、当該区域において実施が予定されている地域経済牽引事業は、石川県全域の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新たな雇用創出による就業機会の確保拡大も期待されることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域129 能美市／下清水工業団地】

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

こういった記載がある中、当該区域は、成長ものづくり分野の促進を図りながら雇用や高い付加価値の創出を行うために、各種計画と整合性を図り地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、上記計画と調和したものである。

今般、当該区域において実施が予定されている地域経済牽引事業は、石川県全域の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新たな雇用創出による就業機会の確保拡大も期待されることから、これらの方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域 7 5 加賀市／加賀温泉駅南地区】

当該市内の重点促進区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 1 2 2 能美市／能美工業団地】

当該市内の重点促進区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 1 2 9 能美市／下清水工業団地】

当該市内の重点促進区域内においては遊休地が存在していない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、あるいは立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて設定することとする。

なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとし、関係市町及び石川県の農政部局等と十分調整を行うとともに、「石川県農業振興地域整備基本方針」および「石川県農地関係事務処理要領」に合致するものであることとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

当該区域には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集団的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じたり、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じたりしないよう、関係市町及び石川県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別

の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

(地域内の面的整備実施の状況)

【重点促進区域75 加賀市／加賀温泉駅南地区】

当該地区においては、団体営ほ場整備事業が昭和54年度に、県営ほ場整備事業が昭和62年度にそれぞれ完了し、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しており、今後ほ場整備事業を実施する計画はない。

なお、平成30年度に完了した県営土地改良総合整備事業は、8年未経過であるが、本事業は、用排水路及び暗渠排水の整備事業であり、面的整備事業ではない。

【重点促進区域122 能美市／能美工業団地】

当該地区においては、県営ほ場整備事業が平成7年度に完了し、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しており、今後ほ場整備事業を実施する計画はない。

【重点促進区域129 能美市／下清水工業団地】

当該地区においては、ほ場整備事業が昭和55年度に完了し、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しており、今後ほ場整備事業を実施する計画はない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

市街化調整区域が無いため、本事項は特になし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

ただし、「石川県基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。